

住民税所得割非課税の確認方法

(1) 給与等の特別徴収税額通知書で確認する方法

※給与以外に収入がある場合は、他の方法で確認してください。

令和〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入	2,000,000	主たる給与 以外の合算 所得区分	専業主婦	専業主夫	新卒	配当	雑所得	課税標準	総所得③				
	給与所得 (所得金額 調整控除後)	1,320,000		障害者	障害者	子	当	本		雑	山林所得			
	その他の所得計										分離短期譲渡			
総所得金額④						1,320,000			分離長期譲渡					
所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤	300,000			課税標準			株式等の譲渡				
	医療費		配偶者				控			上場株式等の配当等				
	社会保険料	300,000	配偶者特別				老			先物取引				
	小規模企業共済		扶養	710,000			特							
	生命保険料	60,000	基礎	430,000			同							
地震保険料		所得控除合計②	1,800,000			配								
(摘要)														

市民税	税額控除前所得割額④		0
	税額控除額⑤		0
	所得割額⑥		0
県民税	税額控除前所得割額④		0
	税額控除額⑤		0
	所得割額⑥		0
均等割額⑦		0	
特別徴収税額⑧		0	
控除不足額⑨		0	
既充当額⑩			
既納付額⑪			
差引納付額 (⑧-⑩-⑨-⑪)		0	
変更前税額⑫	*****		
増減額 (⑧-⑫)	*****		
変更月			

納付額	
6月分	0
7月分	0
8月分	0
9月分	0
10月分	0
11月分	0
12月分	0
1月分	0
2月分	0
3月分	
4月分	
5月分	0

受給者番号	氏
住所	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)しましたので、地方によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、①内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として訴えます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後、あった日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行の緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由が起すことができます。

令和〇年〇月〇日
 ○〇市長
 問合せ先 ○〇市市民課 電話 027-XXX-XXXX

(2) マイナポータルから確認する方法

ログイン中

市町村民税所得割額	0円
市町村民税均等割額	3,500円
都道府県民税所得割額	0円
都道府県民税均等割額	2,200円

「所得割額」の2つとも0円又は1～99円の間であれば、非課税世帯として対象になります。「均等割額」がかかっても対象になります。

(3) コンビニや役場で取得した所得・課税証明書で確認する方法

※証明書の取得は有料です。

所得・課税証明書

所得者	住所					生年月日		
	氏名							
令和5年度 (令和4年分)	合計所得金額 円	市民税		県民税		年税額		
		所得割	均等割	所得割	均等割	非課税		
所得の内訳	給与所得	円	社会保険料控除	円			円	
		円	生命保険料控除	円			円	
		円	ひとり親控除	300,000円			円	
		円	基礎控除	430,000円			円	
		円		円	控除合計額		円	
		円	扶養	一般 1人	330,000円	障害	本人	0円
		円		特定 0人	0円		配偶者及び扶養親族	
		円		老人 0人	0円		普通障害 0人	0円
		円		同居老親 0人	0円		特別障害 0人	0円
		円		16歳未満 1人	0円		同居特障 0人	0円
	円	給与収入額						

* 証明事項欄中、機械処理によるプリント以外の文字の記載は公証しておりません。
上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

群馬県 市長

所得課税証明書

(控除内訳記載あり)

年度区分	令和5年度 (令和4年分)	市県民税の課税の基礎となった所得金額等		
住所				
氏名				
所得の種類	給与所得	¥1,600,000	所得割	¥0
	以下余白		均等割	¥3,500
			計	¥3,500
			所得割	¥0
			均等割	¥3,500
			計	¥2,200
			年税額	¥5,700
	所得金額合計	¥1,600,000		
	給与収入	¥2,400,000		
	公的年金収入			
免税超収入				

上記のとおり相違ないことを証明します。

「所得割額」の2つとも0円又は1～99円の間であれば、**非課税世帯**として対象になります。
「均等割額」がかかっても対象になります。